

貝塚市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業 計画・認知症施策推進計画策定支援業務仕様書

令和7年 10 月

貝塚市健康福祉部高齢介護課

1 業務名

貝塚市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づく「貝塚市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

4 業務内容

（1）アンケート調査関連業務【令和 7 年度】

アンケート調査を次のように行う。

また、アンケート調査の発送予定は令和 8 年 1 月下旬とすること。

（A）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

国が示す調査項目（オプション項目含む）に、市独自の質問項目を 4 頁程度追加する。

【対象】65 歳以上で要介護 1～5 の認定を受けていない者（B 在宅介護実態調査対象者を除く） 3,500 人程度（参考：第 9 期回収率 71.1%）

【調査方法】郵送調査

（B）在宅介護実態調査

国が示す調査項目（オプション項目含む）に、市独自の質問項目を 6 頁程度追加する。

【対象】40 歳以上 65 歳未満で要支援・要介護認定を受けている者と 65 歳以上で要介護 1～5 の認定を受けている者 1,000 人程度（参考：第 9 期回収率 58.8%）

【調査方法】郵送調査

（C）「介護保険事業計画における施策反映のための手引き」に示されている「在宅生活改善調査」（参考：第 9 期配布数 37 件）、「居所変更実態調査」（参考：第 9 期配布数 37 件）、「介護人材実態調査」（参考：第 9 期配布数 148 件）

【対象】市内に所在する居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所（総合事業含む）、施設サービス事業所、地域密着型サービス事業所、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム

【調査方法】メールまたは郵送調査

（D）第 2 号被保険者アンケート調査（市独自調査・新規）

【対象】40 歳以上 65 歳未満の要支援・要介護認定を受けていない者 1,000 人程度

【調査方法】郵送調査

ア 調査票作成及び印刷

調査票は前回のアンケート調査を基本とするが、今後、国が示す調査方法を参考に修正を加えるものとし、事業計画策定部会により検討されたものをより精度の高い調査票として受託者が作成すること。

なお、(D)市独自調査である第2号被保険者アンケート調査については、先進事例を参考に市の意向を踏まえたものを作成すること。

調査票の印刷は、市が行うものとする。

イ 調査票発送

対象者の抽出、調査票及び返信用封筒封入、封かん、宛名シールの貼り付けは市が行う。

返信用封筒は、市高齢介護課を宛先とする料金受取人払とし、郵送料（返信分）は、市が負担する。

ウ 御礼兼督促状の印刷・発送

御礼兼督促状は、市で印刷・発送する。

エ 調査票の回収

郵送で返信された調査票は、原則定期的に市庁舎内で受け渡しを行う。

上記Cのアンケートについては、メールで回答を受付けることも可能とする。なお、受託者がメールで回答を受け付ける場合は、セキュリティの確保、ウイルスやマルウェア等の感染防止を徹底すること。

オ 調査票の票のデータ入力

受託者が調査票の調査票のデータ入力を行う。データ入力は、正確性を期すために、入力データの確認作業を行うこと。

カ 調査票の集計・分析

受託者が集計・分析（コメントを含む。）を行うこと。なお、市全域及び日常生活圏域ごとの課題や特徴が明らかになるように効果的な集計を行い、分析すること。

集計作業（単純・クロス集計）は、過去の調査との経年比較、国・府・近隣市等との比較を行いグラフ・考察を用いたデータ分析及び報告報告書の作成を行うこと。

調査票は作業完了後、市へ返却すること。

キ 調査結果のデータ作成

調査結果を国の地域包括ケア「見える化」システムへの登録が行えるよう、国から示されたデータ入力用ファイルに入力し、電子データを市に提出すること。

ク 調査結果報告

受託者は、集計・分析が完了した段階でアンケート調査結果データを市に納品すること。

（2）現状分析業務等【令和8年度】

ア 現状の評価・分析と課題の整理

人口、認定者数の推移、市から提供する介護給付データ等を基に貝塚市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以降、「前計画」という。）期間の事業の評価を含めた本市の現状分析

を行うこと。

イ 上位・関連計画調査

計画の策定にあたり、「貝塚市総合計画」、「貝塚市地域福祉計画」等の上位計画の概要を把握し、その他の関連計画との整合性を図ること。

ウ 基本的な政策目標の提案

他自治体での先進事例等を収集し、本市における基本的な政策目標等を提案すること。

(3) 介護保険サービスの見込量、保険給付費、介護保険料水準の推計【令和8年度】

前計画の実施状況を踏まえたうえで、中長期的な視点から、課題整理、施策の検討、提案を行い、国の地域包括ケア「見える化システム」を活用し、令和9年度から令和11年度までの介護保険サービスの見込量、保険給付費、介護保険料の水準を推計すること。

(4) 量的推計及び「地域包括ケア「見える化」システム」への入力【令和8年度】

上記を踏まえたうえで、第10期介護保険事業計画における量的推計等（介護保険サービス見込量、介護保険料基準額算定等に関する資料作成を含む）を行い、その結果を「地域包括ケア「見える化」システム」に入力すること。

(5) 計画素案及び計画最終案の作成・編集作業【令和8年度】

受注者は、上記(1)から(4)を踏まえ、国、府の計画策定に係る指針及び工程に注意しながら、本市と受託業者が協議の上、計画の素案を作成し、計画内容の確定及び最終的な計画のとりまとめを行うこと。

(6) 会議の支援【令和7・8年度】

介護保険事業計画等推進委員会は令和8年度に2回、事業計画策定部会は令和7年度2回、令和8年度に4回の実施を予定しており、市の指示により出席すること。

介護保険事業計画等推進委員会及び事業計画策定部会に関する業務は、事前打合せ対応、会議資料作成、会議の運営支援、資料説明、質疑対応とする。

(7) 計画書の作成【令和8年度】

計画素案及び計画最終案の審議を経て、内容が確定した後、計画書（印刷物及び電子データ）を作成し、納品するものとする。

(8) 成果品の納品【令和7・8年度】

ア アンケート調査結果報告書データ（期日：令和8年3月31日）

イ アンケート調査に係る入力データ及び集計データ（期日：令和8年3月31日）

（調査業務終了後、その他業務等で使用することが想定されるため、データ入力フォーマットや暗号化等の処理については納品時において市の指示に従うこと。）

ウ 計画書（本編）冊子本編）冊子（期日：令和９年３月３１日）

A４版／表紙版／カラー／30～50部

エ 計画書（概要版）電子データ（ホームページに掲載用）（期日：令和９年３月３１日）

オ 計画書（概要版、本編）テキストファイル（音声読み上げソフトに対応すること）（期日：令和９年３月３１日）

カ 計画書に係るデータ一式（期日：令和９年３月３１日）

５ 検査

受託者は、本業務の完了に際して納品書を添付したうえで成果品を提出し、検査を受けなければならない。